

[足元で出会う人権 平和な火曜日]

1章 人権と法 『控訴審 最終陳述』 李時雨 (イ・シウ)

* 2007年に国家保安法違反で逮捕された写真家の李時雨氏は2011年韓国の大法院で無罪判決を受けた。この文は2008.11.18の控訴審の最終陳述書である。

1. 挨拶

この間膨大な記録物を検討し、裁判を進めることに努力された裁判官に感謝の挨拶を述べたい。また公安部から刑事部に部署が換わったにもかかわらず、この裁判を進行するのに苦勞をされた検察官にもご苦勞さんとの挨拶を述べたい。なによりも何も持つ物もなく、何処にも当てにする場がない状況であった私のために、そして法が夢見る真正な社会の正義のために無理な日程の中でも献身的に無料で弁護してくれた民弁(民主社会のための弁護士会の略称)の弁護士さん達とキム・ダソプ弁護士に心からの感謝の挨拶をしたい。顔も知らない私のために海外から驚くべき連帯の力を発揮してくれた国際赦免委員会(Amnesty)関係者の皆様、1997年のノーベル平和賞の受賞という荣誉に輝く国際対人地雷禁止キャンペーン(ICBL)の献身的な努力に連帯と信頼の挨拶を送る。日本から署名活動だけでなくこの裁判を傍聴するため何回も来てくれた木村氏や緒方氏を始めとするストーウォークのグループと国際劣化ウラン弾反対キャンペーン(ICBUW)に心からの友情の挨拶を送る。また韓国で継続して関心と激励をしてくれた多くの大先輩や後輩たちに、苦しい生活事情の中でくじけることなく信頼を示してくれた妻と息子に申し訳ない気持ちと感謝の挨拶を伝えたい。

2. 1審の判決後

人間には捨てることのできないものが二つあるという。それは夢とクリウム(恋しさ・懐かしさ・憧れなどの意味がある言葉だが、ここでは<懐かしさ>と訳す)である。しかし、その中での一つを選択しなければならないとしたら<懐かしさ>だと誰かが言った。夢は説明できるものであり、説明できる程夢を見る。しかし、懐かしさは経験された夢であり、説明できない欠乏(空白)である。説明できるものは回復することができる故に捨てることができるが、説明できないものは未練として残り、執着になり懐かしさになる。私たちが未来に進もうとすれば、過去を振り返ろうとするのは説明のできない欠乏に対する未練と懐かしさのためだ。訳も分からず去って行く恋人を懐かしむように、私たちは歴史の欠乏を懐かしみ、心を痛めたことがあるかを省みるべきだ。

1審の無罪判決は予想意外であったが、私にとって幸いなことであった。勿論、先に進められるべき手続きが残っていたけれど。何よりも幸いだと感じたことは、江華島の町に戻って私の事で驚いていた人々の心を慰められると思ったからだ。また対人地雷の被害者の人々を安心させることができると考えたからだ。私の事で、対人地雷の被害者の補償のための特別法が中断されていた。被害者の人々の中には私の妻が訪ねて行った時、誤解をしている人もいて、また大部分の人は恐れおののいた雰囲気は歴然としていたようだ。いたずらに国家から被害褒賞を受けよう

として、監獄に行くこともあるという怖れを感じたのではないかと心配した。残り少ない余生で、悔しい人生への慰労を受ける最後の希望を諦めたのではないかという心配であった。それで、私の無罪判決を最初に伝えたのは対人地雷の被害者たちにてであった。しかし、このような嬉しい気持ちにもかかわらず、私の目の前を過ぎて行く幾つかの事件は皆挫折してしまった。

1審判決後の3月、私は支庁の前で開かれた女性大会の行事で写真展をしていた。通り過ぎた老人二人が写真展の横断幕を見て、驚いたように言った。「おっ、イ・シウか？」「イ・シウが誰だ？」「知らないのか？ 間諜をしたパルゲンイ（日本語の＜アカ＞と同様に、容共的な人を揶揄して使う語）だ」その人達は展示場に立っていた自分と目線が合うと気まずいように急いで去って行った。慌てて去って行く人を見て、私は目に見えない所で誰か他の人には私がパルゲンイとして知られているという事実を受け入れざるを得ないのかと思った。1審の時に聞いた＜パルゲンイのイ・シウ＞という言葉とはまた別にパルゲンイという言葉がより重々しく近づいて来た。法廷での判決が社会での判断を修正できないままなのだ。

ある日、江華島の町を歩いている時に在郷軍人会館に掲げてあったプラカードを見た。長い間掲げられていたので、色があせたプラカードの一行は既に消えてしまって読むこともできなかったが、もう一つの行には「国家保安法を死守して、大韓民国を守り抜こう」という呼びかけが書かれていた。隣にいた友人が「お前が拘束されてから掲げられたプラカードだ」と話してくれた。

このようなことは単に右翼団体によってだけなされる事ではない。韓国戦争（朝鮮戦争）の時期に江華島で虐殺された民間人たちの追悼碑を建立する会議に参加したことがある。団体運動をどちらかという避ける方である私も、この事だけは戦争の傷痕を癒す重要な事だと思い参加した。あれこれと話が行き交ううちに代表を選ぼうという話が出て、誰かが私を推薦した。しかし、私が固辞をしたので結局選ばれなかった。保守、進歩を網羅して推進されるべき事業に私のイメージが合わないという判断を参席者皆がそれほど抵抗なく同意していたのだ。拘束される前には、私は国家情報院の職員と一緒に江華島内の学校の校長や教頭先生達に安保教育をし、終わった後にお互い連絡先を教え合う程、それなりの関係を持ったようであったが、国家保安法事件の後には私には一つの固定されたイメージが貼られたということ認めざるを得なかった。

1審の無罪判決はこの地域社会には何の効力も関心もない話であった。まず、国家保安法で私が拘束された事実に至るまでの社会的記憶が止まってしまったのだ。しかしながら、このような経験は地域社会だけで形成されたことではなかった。国連軍司令部や国防部では私の取材申請だけを拒否し続けていた。韓国労総（韓国労働組合総連盟の略）から板門店のツアーをするから案内してくれと頼まれていたのに、かなり経ってから国家情報院の方から私だけ板門店の見学は許可できないという連絡が来たという。なぜ許可できないかについては何の理由も説明もなかったという。仕方なく韓国労総の人だけが見学して来た。また金浦市の国会議員ユ・ジョンボク氏の事務所から地域の懸案である漢江河口に関する公聴会をするので、私が招待されて講師として参加することに対して在郷軍人会が発行するインターネット新聞で「主催は保守、参加者は進歩」という題目で、国家保安法違反の容疑者が参加すれば公聴会に負担になるという記事を発表した。国家機関と保守団体、言論機関等のあらゆる方面から加えられる圧迫は私としても辛いものがあった。

国家保安法は法廷の判決とは関係なく、世論の判決が存在する領域であるようだ。人が社会的

な関係を結ぶ存在とするならば、社会的関係を制約されることは監獄に隔離される生活だけでないことを実感する。私は拘束される以前と比較する時、重大な忌避の対象人物との烙印を押されている。私はその時初めて自分がパルゲンイという烙印を押されたことを認めざるを得なくなった。私には民主化勢力でもなく、進歩勢力でもなく、左翼でもない

<パルゲンイ(アカ)>というオモガイ(面懸)がかけられたことになる。1審判決で裁判官は、国家保安法は厳格に適用されなければならないと言った。しかし、その判決が裁判の中でだけ厳格に適用されるものであり、社会ではベニスの商人に一滴の血も流さず肉を抉れという注文と同様に実際には適用されないことを実感させられた。検事はそのような事を意図していたのだろうか、あるいは意図もしてない結果であったのだろうか、法を圧倒する体制があることを知らなかったのだろうか？　あるいは、そのような事を余りにもよく知っていたためにそうしたのだろうか？　とにかく、私の立場は司法の判決とは関係のない恐ろしい現実の前に放り出された状況になった。

3. パルゲンイ(アカ)

私はある日、ボケっとしていたがふと<パルゲンイ>という単語を検索してみた。左翼や共産主義者を指す言葉だと書かれていた。私は自分が共産主義者かと自問してみた。しかし、その自問は特に意味はないようだった。私の感じる所では、パルゲンイという言葉はそれほど限定された用語ではなかった。そのような時に、4・3事件当時の済州道民たちがパルゲンイという言葉を使用しないでくれと公式決議までしたという記事が目に入った。

痛嘆に満ちた済州島はついに事態の收拾に動き出したと見えた。官は官なりに、民は民なりに争う合う立場を繰り返す済州島で弾圧政策から抜け出し、帰順した道民に自己反省を求め一方、反逆の烙印として使われていた<パルゲンイ>という言葉は一切使わないように決定し、それを実行に移しているという。即ちこの1月に開催された郡・邑・面長の合同会議の席上で各邑・面長が無実の道民の感情を阻害する<パルゲンイ>という言葉を使用しないようにしたら良いという提案をし、イム・ガンホ知事は直ぐに採択して実施するように管下の各機関に伝えたという。

済州島民がどれ程<パルゲンイ>という言葉に苦しんだからか、単語一つのために会議を開いて、使わないようにと決議するまでに至ったのか？　パルゲンイという言葉が‘反逆の烙印’と同じだということから、パルゲンイに込められた‘共産党’よりもっと強烈な敵対概念を読み取ることができる。彼らがこれほどまでに考えたのは、パルゲンイという名前を付けるだけでどんな虐殺も蛮行も可能だとした西北青年団(北から南下した反共団体)と軍隊、警察に対する恐怖のためだ。当時を精神病理学的に分析した一人の医者の方が私の悩みの答えになった。

私たちの社会ではパルゲンイという言葉はこの間殺されるべき者、更には殺されなければならない人という意味を持っていた。パルゲンイという烙印を押されると、それ以降は人間ではなくなり、彼にいかなる暴行をすることも可能になる。哀れにも動物に対してもできない暴行が許される。それゆえに、義母と婿を大衆の目で見ている中で情を結ばせ、銃殺することも可能であった。ムンデウンイはライ病という実体をもっている。ところが、パルゲンイは実体さえない言葉だ。

左翼思想を持っている者という意味ではないかと言うかも知れないが、私たちの社会でこの間使われてきたパルゲンイの語彙はそれとは大きく異なる。一言でいえば人間破壊と同意語になる。そして、パルゲンイは初めから実体がないのでムンデゥンイよりずっと破壊的だ。パルゲンイでないことを証明せよという強迫の前で、何ができるであろうか？ 他のパルゲンイを作り上げ弾圧する道以外に。

特に最後の言葉‘パルゲンイでないことを証明しろ’という言葉は、私にも類似した体験がある言葉である。検事が控訴状に書いた‘被告が労働者民族文化運動をしても、それを反省したことがない’という言葉に私は途方に暮れたことがあった。その上、それは私の嫌疑に関する証拠資料として提出された。検事の‘不穏思想を持っていないことを証明しろ’という言葉と西北青年団の‘パルゲンイでないことを証明しろ’という言葉は同じ脈絡で認識したのは、私がいかに過敏になり過ぎていたためだろうか？

濟州の多くの青年が後に鬼神（パルゲンイ）を捕らえる兵士になり、パルゲンイの掃討作戦の先に立ったという。また4・3事件当時にはパルゲンインという濡れ衣を着せられないようにしたり、それを脱ぎ去ろうとして ‘パルゲンイ’の告発などをしてパルゲンイ狩りの手先になったという。私もやはり転向書を書き、パルゲンイたちを根本から抜き取る作戦の先に立ち、パルゲンイであったことを反省すれば、その残滓を脱ぎ捨てたと認められるのか？ しかしながら、パルゲンイにまつわる私たちの歴史はそれさえもつまらない仕業だと語っている。偽装した討伐という言葉を作り出した濟州ドピョン里の集団虐殺の場合がそれに当たる。

1949年1月3日早朝、古びたカルチュンイ（民衆の着る韓服）を着て銃を背負った一群が濟州邑ドピョン里を訪れた。彼らは道で出会う住民達に「同志、同志」と言いながら握手を求めた。中には人民共和国の国旗を持っている者もいた。彼らは家の中に入り込み「何故お前たちはヤマ（パルチザン）に協力しないのか」と言いながら、住民たちを学校の運動場に集結させた。しかしながら、共和国旗を持ったカルチュンイを着た一群は（パルチザンの）武装隊ではなく、近隣のウエド支署の警察と特攻隊員たちで、住民たちを罠にはめたのだ。住民達の一部にはその一群の中に顔を知っている人を見つけて、罠に陥らないように必死になった。ヤン・キョンハ（22）は「パルゲンイなら立ち向かって闘う」と立ち上がった。村の有志であるキム・ピョンヘ（58）はウエド支署の主任キム・ヨン Chol を毒づきながら「大韓民国 万歳」を叫んだ。しかし、彼らを含み住民70名程が銃殺された。

パルゲンイに立ち向かい闘うという以外に、自分がパルゲンイでないことを証明する他の方法があり得るのかと思えるほどにそれは唯一の投降の手段であり、潔白を主張する手段であったが、警察と特攻隊はパルゲンイだから殺すのではなく、殺された人がパルゲンイだとする論理で無差別虐殺をほしいままに行った。死んだ人間が何か言葉を言えるだろうか？ 彼は死んだゆえにパルゲンイになるのだ。古臭く聞くも嫌らしく、幼稚と言いたい程に考えていた ‘パルゲンイ’ という言葉によって、1審の無罪判決の後私が苦しめられた説明もできない事態に隠されていた本質を感知することになった。

言葉は意味を盛る器でもあるが、意味を作る器でもある。パルゲンイという単語は左翼や共産主義者を超えて自由主義者や中道右翼にも適用されるのは、実体を示す単語としては誤謬であることは明らかだ。しかし、‘誰かがパルゲンイだ’ という黙示的な合意がなされると、彼の実体

とは関係なくパルゲンイになり、意味が言葉を示すのではなく、言葉が意味を示すという逆説が生じる。「私が言うのではなく、言葉が私を通じて行われる」と言ったある哲学者の理論のように、私が‘パルゲンイ’と語るのではなく、パルゲンイという単語が私をパルゲンイと規定しまう。そこには人間の疎外が見いだされる。パルゲンイという言葉を使う話者はこのような疎外現象を洞察する必要がある。

パルゲンイを捕らえようと作られた国家保安法の歴史では、むしろパルゲンイを作ってきたという逆説が発生していることも、これと無関係ではないと思う。単語の意味は単語の定義ではなく、それを規定する脈絡で決定されると言うことは常識である。パルゲンイという単語が法律を超越した概念として作られた歴史の脈絡を、私は済州4.3事件に見る。勿論、4.3事件の経験が国家と国家保安法などの全ての問題について完全に説明することはできないが、私たちが今もって解決できない宿題がその中にある事は明らかだ。パルゲンイという言葉などに執着するのは、威信と各式が落ちる事と扱われるかも知れない。しかし、私たちに現実を直視しようとする勇気があるとすれば、それは避けることのできない主題であるという事実が私の考えである。

4 . 済州4.3事件とパルゲンイ

反共青年団に国家主義が透写される過程と、反共青年団によって国家主義が発散される過程を見ると、その核心にパルゲンイという単語があることが発見される。1947年4月頃から西北青年団のテロが本格化的に始められた。テロには斧、棒は勿論のこと銃器や爆弾なども動員された。釜山ではチュン・スボク検事とパク・キョンヨン社長がパルゲンイとして目星がつけられ、暗殺された。このような西北青年団の反共テロにより、1949年6月のキム・ク暗殺事件の背景にも西北青年団が暗躍したとも思われていた。

1947年の3.1節のデモの後、ユ・ヘジン済州道知事はすでに‘済州島はパルゲンイの島’という先入見を持っていて、彼は済州に赴任するのに警護員として西北青年団を連れて来た。西北青年団の済州島支部が正式に発足した1947年よりずっと前に少なくない西方青年団が済州島に入って来て、民心を刺激していたのだ。西北青年団の中には太極旗や李承晩大統領の写真を持ち歩き、強圧的に売りつける者がいたが、4.3事件が起こってからソンサン浦などではその時それらを買うのを拒否していた住民達はパルゲンイとして追われ、無念にも命を奪われた。

西北青年団の威勢が強くなり、法律にもない警察の補助機能まで付与され、1947年下半年に入ってから、パルゲンイを捕らえるという名目で彼らの白色テロが済州島で露骨に行われた。彼らは米軍庁と警察の庇護の下に、少しでも疑わしい青年たちをむちゃくちゃに捕らえて、殴打を公然と行い、たとえ死んだとしてもパルゲンイだと言えばそれまでだった。このようにして捕らえられた者を救うために家族達は金品を買って持って行ったために、後では金品をせびるためにパルゲンイとして捕らえて行くことが何度も起きた。‘パルゲンイ’は国家の名前で恣行された不法な暴力を合理化する白紙小切手に他ならなかったのだ。1947年11月の米国政府の報告書は西北青年団の意識についてこのように記録している。

西北青年団の済州島の団長は先週、済州CIC(Counter Intelligence Corps=防諜隊)に‘済州島は朝鮮の小さなモスクワ’と言った。彼はこのような自分の主張をCICに証明しようと一生懸命努力していた。

しかし、米軍政は1948年1月に南韓の各道の共産主義者の活動についての評価をして、正反対の結論を下した。

右翼は‘パルゲンイの恐怖’を強調して、主に青年団体や官公署での左翼追放を通じて島を掌握しようとしている。注目されることは、済州島の左翼は反米的でもなく、最近のテロ事件は右翼により扇動されたものである。

パルゲンイという用語を使わないように要請した済州島民の恐怖は、米軍政で‘パルゲンイの恐怖’という用語として認められる程、4.3事件以前から既に公然とした使われたものだ。済州島民には政府は国民による、国民のための、国民の政府ではなく、パルゲンイを捕えるために暴力による、暴力のための、暴力の政府と映ったのだ。暴力の主体であり、国民はその対象であるだけだった。国家から保護を受けるべき‘国民’として扱われることは考えもできない事であり、切迫した問題提起と一縷の望みをかけた訴えさえも絶えず黙殺され、虐殺される現実の前で国家と国民の関係を説明するどんな単語を捜し出せるだろうか？ 説明できない現実に圧倒されることに対する人間の持つ感情は恐怖だ。米軍政が報告した‘パルゲンイの恐怖’という単語に合理的な理性としての国家や暴力の合法性は勿論のこと、民主主義の手續の姿を探すのは難しいことだ。重要なことはパルゲンイという単語が現在まで、4.3事件当時と大きな違いもなく使われていることだ。そしてその強度と幅は明らかに異なっているが、‘パルゲンイの恐怖’も依然として続いているという事実だ。

5. パルゲンイと国家

主体は同一性を表現するために何らかの象徴的な記号の助けを借りる。この記号という媒介手段のために実際には自己主体性を失うという逆説が生まれる。子供が乳をくれという時、子供が望むものはあるいはもっと豊かなものかもしれないが、‘乳’という単語を使用することで自分の要求を成就したように見ると同時に、自分の他の要求を放棄することになる。自分が使用できる全ての表現と記号で説明できるようにしたとしても、このような逆説を避けることはできない。それ故、十分な説明と弁明の機会が与えられなければならないと言うことは民主主義の基本条件である。個人が合意して国家を建て、自らが国民になる場合を私たちは経験していない。国家があって、国家に従属する国民としてだけ存在することを要求されて来た私たちには個人の場所は存在しなかった。個々人が国家と自分を同一視して、国民になる過程で発生する間隙をどのようにして埋めるかに関して次の事例は衝撃を与える。

当時18歳であったキム・ヘスは次のような証言をしている。「4.3が勃発した次の年の春と記憶しているが、クムドクから疎開して来た一人の少女がハグィ支署に連れて行かれ、毎日電気拷問を受けた。いなくなった兄を探すのが理由だった。彼女は拷問に耐えられず、逃げて海辺に隠れていたが数日後結局は警察に捕まってしまった。ハグィ国民学校の東の畑に大韓青年団の全員を集合させた後、彼女を連れて来た。その当時は誰もが大韓青年団員にならなければならない

時代だった。私たちの前に連れて来られた時には、彼女はすでに死にかけた状態だった。しかし、警察は彼女を真っ裸にして、‘女子であるので大韓青年団の女子隊員が進み出て槍で突けど’と命令した。私たちはびっくりした。誰が進み出て突くことができるだろうか？ しかし、‘突かないならお前たちが代りに死ぬことになる’と脅迫されたので、しっかりした少女が進み出て最初に突いた。警察は皆に一度ずつ突くように言った。目を開いて見ることもできない状況だった。私の番になる前に、その少女が既に死んでいた。警察は死体をあれこれ転がして死亡を確認した後、男子に処理しろと言った。家に戻って来てから、嘔吐を催しご飯も食べられず大変だった。またその事でひどく体調が悪くなった。友達に尋ねた所、全員が私のように体調を悪くしたと言った。そのような目に遭ったので、体調を悪くするのも当然だった。私が死ぬまで忘れられない事だ」

国民の形成過程でこのような暴力の恐怖の下でも暴力に加担する場合、それは明らかに犯罪であり、罪意識を伴わざるを得ない。にもかかわらず、国家の命令であるためそれは合法的であり国家の名前で免罪される。国家の命令ではあるが、それが人間の良心の命令と衝突する時、それに対する問題を提起し修正したり抵抗したりする個人の立場がない時、国家は無条件的に追従し、同一視しなければならない対象となる。国家に無条件的に追従して同一視する過程で、批判や調節の空間がない時、個人は更に強力に国家と自分を同化させ、合理化する手段を求める。それは‘国家の敵’である。自由民主主義の神聖性を守護するために不可避免的に犠牲しなければならない国家の敵は、全てパルゲンイと見做される。

結局、国家との同一視の過程で生まれる間隙と不和を解消しなければ、国家は個人を国民に作ることに失敗してしまう。スロベニアの哲学者ジジェクの指摘のように対立物を探すことができなければ、主体は象徴的記号と同一視することに失敗してしまう。自らが国家であるという一体感を持つとする西北青年団には国家への対立物、即ち国家ではないものはパルゲンイであった。パルゲンイという敵対意識に依拠して作られる愛国主義は、自発性に基礎を置かない記号や象徴のような構造に依拠して作られていることを洞察する必要がある。‘主人がいない構造’が主体を構成する過程を洞察しなければ、その構造から抜け出す道はない。

人はそれぞれ欠乏を抱いていて、自己の欠乏を相手を通じて補おうとする。愛し合う恋人同士でも自己の欠乏を相手を通じて補おうとする。自分に無い半分を探そうとする試みは成功するだろうか？ ジャック・ラカンが性関係を結ぶ主体はお互いを通じて自己の欠乏を完全に補うことは出来ない指摘している。よく知られているヤン・ヒウンの歌の中にこのようなものがある。‘一人の横にもう1人、二人は互いに顔を見合わせ笑っている’ この歌の美德はお互いが自分の欠乏を補おうと相手側に依存したり、執着したりしない点にある。欠乏を補おうと関心と愛情を操作して義務を強要する時、例を挙げれば夫婦であるために夫婦の義務を全て果たせと強要すると夫婦関係は分裂してしまう。自ら選択した夫婦関係でさえもこのようである。国民であるので国民の義務を全て果たせという時、国家と国民の関係は分裂する。国民と国家は自らが選択したのではなく、与えられた状態であるので不和にならざるを得ない。反省して洞察し、調節する機会と能力がない時には追従と同一視の要求は暴力的に近づいて来て、再び暴力として表出される。

米軍政、李承晩大統領などの執権勢力は西北青年団に「思想が健全で徹底している皆さんこそが立ち上がらなければならない」と‘礼儀正しく’督励し、思い切りおだて上げて‘済州島の鎮

庄’の最先鋒に立てた。西北青年団に一朝にして警察の制服と軍服を着せることは、彼らにパルゲンイ狩の合法性を与え、またそれは西北青年団にパルゲンイ狩りをしろと言う確実な国家の命令でもあった。彼らに国家は何でもできる暴力を委任した事と理解される。それは行政府の権能さえも超越することであった。

西北青年団は1948年11月9日、物資補給の問題に不満を抱き、済州島庁の総務局長のキム・ドゥヒョン（金斗鉉）を連行、西北青年団の事務所で拷問して殺害した。西北青年団の済州団長のキム・ジェヌンは自分の事務所でむごい鞭打ちの末、キム・ドゥヒョン総務局長が失神すると、息が切れそうな状態であったにもかかわらず、外に放り出し最後には絶命させた。済州島の行政府の二番手まで補給物資の支給に協力しなかった理由で虐殺したのだ。西北青年団はこの時も自分たちの罪状を隠す主要な武器として相手は無条件的にパルゲンイとした。

パルゲンイという対立物が国家への追従と同一視の過程に存在する間隙を埋め、暴力の合法性を付与するように錯覚させるとしたなら、ある瞬間から暴力は国家に対する忠誠を表現する手段に変わってしまう。国家のためにはなくパルゲンイを暴き出すために合法性などと言う基準にこだわることなく狂気が始まるのだ。戒厳法もなく、戒厳令が宣布され、戒厳令が地域の安全を回復するためにしばしの間耐えるべき規制でもなく、無差別的に討伐をする焦土化作戦の道具と認識されたことも、暴力が物神化された証拠であると言える。

1人の人が王であるためには、ひとえに他の人が彼の臣下になる時可能である。ところが、彼らは王が王であるために、自分達が臣下であるという想像をする。大統領は国民が選出したもので、大統領は大統領であるために、国民は大統領に屈従しなければならないという考えが作られ、間諜であるために国家保安法に引っ掛かるのではなく、国家保安法に引っ掛かったので間諜であるという逆説は生まれる。在郷軍人会が1審の裁判所に出した嘆願書には被告が起訴内容の中に間諜罪という罪名がないにもかかわらず、‘イ・シウ間諜事件’、‘間諜行為’と規定している心理構造もこれと同じだと読める。

6. 近くにいる敵づくり

西北青年団がパルゲンイを国家の対立物と想像しながら、国家との同一過程で発生する欠乏を埋めるように、国家保安法は国民全体に同じような対立物を作り出した。差異があるとすれば国民全体に向かうものであり、黙示的合意の代わりに公式的な法律の宣布を通じている点だ。反ユダヤ主義者たちがユダヤ人の形象を作って行った過程の最後はユダヤ人が社会の対立物だけでなく、正に敵であることを想像するようにさせることであった。

まずユダヤ人は経済的に暴利をむさぼる者、政治的な陰謀家、宗教的に墮落した反キリスト教徒、性格としては無辜な少女達を誘惑する者等々、一言でいえばユダヤ人の姿が社会的敵対の暗号、ねじれた代表物となるように操作した。

しかしながら、このような歪曲だけでは幻想を引起すには十分ではなかった。熱狂的な力を引き込むためには、‘ユダヤ人’が幻想の枠の中に入らなければならなかった。「彼らは我々の幸福を盗んで行く」と言わせたのだ。社会的、イデオロギイ的幻想は‘完全な社会’というビジョンを掲げる。例を挙げれば、社会主義と資本主義を越える完全な体制を建設しようというやり方

だ。しかしながら、このように掲げた展望が実現されないと、その不可能さの原因を他の所に探し求める。何らかの妨害者のためだと言うのだ。李承晩大統領が目星をつけた妨害者はやはりパルゲンイであった。1949年4月9日、李承晩大統領は直接済州島を訪問して、クァンドク亭広場で開かれた歓迎大会に出席し、次のように演説した。

我々は共産党を非難することではなく、まず国を興し確実に基盤を固めた後に主義主張をしようとするのだ。まず済州島を完全に平和にした後、再び全羅道に行き粛清し、38度線を粉碎して北韓に進軍して、楽園の政府を打ち立てよう。

李承晩大統領が言っている国家とは共産党も主義主張ができる国、楽園の政府である。彼の言葉によれば、共産党も国家の敵ではない。国家樹立を反対する勢力が敵である。済州のパルゲンイと麗水のパルゲンイ等、私たちのそばにいる敵を粛清して、38度線の向こうのパルゲンイを粉碎しようとした。国家主義イデオロギーの幻想が隠蔽しようとする国家の欠乏は、国家の中に実在する社会的敵対関係である。親日派、土地改革、統一政府の樹立などの解放後に提起された大きな建国時の課題をめぐる実際的な敵対関係をパルゲンイという対立物を通じて、李承晩大統領は隠蔽しようとし、そしてそれに完全に成功したのだ。

1948年の建国と同時に議会通过した反民族行為特別処罰法の施行を前にして李承晩大統領と親日勢力は親日派の処罰を極力反対した。親日の極右団体は至る所で集会を開き、法の制定に反対するデモをした。集会のスローガンは‘親日勢力の処断反対’ではなく、‘反共’であった。‘反共救国総決起大会’というのが集会の名称で、親日派が救国と反共という名前の背後に隠れて攻勢をしかけているのが分かる。これは、当時から現在まで一貫して続いている反共論理の起源だ。歴史的な断罪の対象であった親日派のリーダーシップが、ユーラシアの冷戦体制を鋭く把握して作り出した‘反共論’こそが、彼らの絶体絶命の危機を克服し起死回生するのに天下の宝刀の役割を果たし、ユーラシアの冷戦体制を韓半島化するのに完全に成功する契機となった。1949年の李承晩大統領と右翼のいわゆる6月攻勢は反民特委（反民族特別調査委員会）の襲撃、国会議員の大量逮捕、金九の暗殺に至る総攻撃であった。建国課題であった親日派の摘発はパルゲンイの摘発に転化され、これが国家イデオロギーの地位を確固とした。

7. パルゲンイと国家保安法

国家は私の保護者である時もあり、破壊者となる時もあるという点から私と国家の不和を気づくことになった。1948年、現在から60年前の事だ。済州島の3.4事件があり、大韓民国の建国があり、憲法と国家保安法が制定された年である。国家保安法誕生の母胎である内乱行為特別処置方が最初に発議されたのは麗水事件以前、その年の9月20日であった。結局済州島の4.3事件が国家本法誕生の母胎であった言うことである。一方では、残酷な虐殺と暴力が行使されている時に、他方ではそれにより安全と秩序を守られるということを考え、国家は国民を保護するために公権力を行使する存在として映し出された。しかし、国家保安法はそれが済州島だけではなく、私たち皆の日常に適用できるように全国化するのに成功した。

国家保安法は具体的な行為を処罰するものではなく、国家の理想と国民の幸福を奪い去ろうとする近くにいる敵を想像させ、国家という象徴と記号を人々が同一視して、自らを国民として想像

するようにするための装置と見える。自らの自由意志と隣の人との討論ではなく、外部から注入された条件と圧力で国民意識を形成する過程は不幸な事ではあるが、近代の普遍的な現象である。国家保安法は私たちの社会には現実的に存在する数多くの対立物を取り除き、敵対する1号としてパルゲイの形象を圧縮して、パルゲイと隠れているパルゲインとしての間諜が私たちの近くにいる敵として想像するようにするのに執着する。北韓という敵対の設定は本質的ではないと言いたい。それと同じように北韓が敵でなく、力を合わせる対象に変わったために、国家保安法は無意味だという説明も本質ではないと言いたい。問題は北韓にあるのではなく、私たちの内部にあるということだ。

全体主義者も象徴的虚構を信じない。彼らは王様が真っ裸ということをよく知っている。また全体主義者は実際に体制が墮落していることを知っている。ところが、伝統的権威のように‘それにもかかわらず’ではなく‘まさにそのために just because’で補おうとする。‘正に王様が真っ裸であるために’我々は更に団結しなければならないと考えるのだ。 憲法3条の領土条項では北は南の領土であり、収復しなければならない地区と見做し、収復地区に存在する政権は傀儡政権や叛乱団体、反国家団体であり、それゆえ国家保安法が必要だとするイデオロギー構造は実際に何か決定的な時期になるたびに、国家の安保を守るところか脅威を増加させていることは歴史的に良く知られていることだ。1952年と1953年に国連軍司令部と米国は、停戦協定に反対し北の収復地区を取り返すために継続して北進しなければならないという李承晩大統領を除去するためにエバレディー計画を立てて、クーデターによって軍事政権を樹立しようとした。これらすべては憲法3条の領土条項から国家保安法に繋がる安保イデオロギーを李承晩大統領が全面的に押し立てたためである。このような問題は現在まで全く解決されず、潜伏している。私たちの社会の一角では‘それにもかかわらず’ではなく、‘そのために’国家保安法は維持されなければならないという。

1972年に制定された北の社会主義憲法9条では、北の領土は北韓地域だけに限定され、南韓の領土を認める変化を見せているのに比較して、米国は我が国の憲法3条を否定して(米国は南韓の領土に北を含まない)、憲法次元で見れば北韓よりはむしろ米国が憲法の本質を脅かす妨害者にもかかわらず、米国に対して何らの警戒をしないという矛盾を見せている。しかし、盲目的国家主義者は‘それにもかかわらず’を越えて‘正にそのために’韓米同盟に団結しなければならないと言っている。

一方、国連軍司令部の問題の深刻性を最も徹底的に研究しているのは進歩陣営の法学者ではなく、保守陣営の法学者たちであった。私の国連軍司令部に関する勉強の始まりはほとんど全て彼らの叙述に依存したものだ。彼らが国連軍司令部の問題を最もよく知っていて、‘それにもかかわらず’ではなく、彼らが‘正にそのために’団結していた。私が彼らと異なる見解を出すことができたのは北からの指令を受けたからではなく、彼らが‘正にそのために’団結している実状に気づいたからだ。それは彼らの結社に参加する利害関係がなければ、常識的な鑑識力で簡単に把握できることであった。王様が真っ裸であることはいつか知られる事であり、その時それを隠して来た人々の構造も満天下に現れるのは自明の事だ。

不法に民間人の虐殺をほしのままにした西北青年団は自分達がしたことをよく知っているので、一層暴力の物神主義者になり団結したように、国家保安法は国家内部に向かって対立物と敵を作ることに血眼になった。国家保安法がいつまでも続く廃止の主張に曝されているのは、それが形式的には国会の憲法による手続によって作られたとしても、このような現実の脈絡自体に対する問題意識が消えないからだ。

しかし、国家保安法の廃止だけでなく、このような社会的な脈絡に関する根本的な省察が伴わなければ、再び他の名前の国家保安法が登場するのを見なければならなくなるだろう。そのような点で一人の病理学者が下した次の結論は意味深い。

パルゲンイという単語が20世紀の韓国社会が持っている病理の本質ではない筈だ。しかし、その病理がパルゲンイを通じて可視化されて来た。病理の根源が治癒されない限り、パルゲンイの騒動が消えたとしても再び他の単語のパルゲンイが準備されるだろう。

8. 人民がいない国民、国民がいない国家

朝鮮戦争以降、人民という言葉は容共（共産主義的）で、国民という言葉は反共を意味するようになった。人民と国民の差異は極端に広がった時期は1948年の8月と考えられる。1948年の制憲議会当時、憲法基礎委員会によって提出された憲法の草案は一括的に‘人民’という用語が使われた。英語の‘people’を‘人民’としたのだ。即ち、憲法第1章、第2条は「大韓民国の主権は人民にあり、全ての権力は人民から生まれる」となっていたのだ。当時の‘国会速記録’によればユン・チミョン（尹致明）は国会の本会議の発言を通じて「‘人民’という言葉は共産党の用語であり、どうしてそのような言葉を使うのか」と言い、「そのような言葉を使う者は思想が疑わしい」と攻撃した。

これに対してチョ・ボナム（曹奉岩）議員が「‘人民’は米国、フランス、ソ連など世界の多くの国で使われている普遍的な概念で、単に共産党が使うから忌避しようとするのは固陋な偏見に過ぎない」と即刻反論した。しかしながら、制憲委員たちは‘国民’を選択した。当時、憲法基礎専門委員として参加したユ・ジンノ博士の備忘録によると、‘国民’は‘国家の構成員’という意味で国家優越主義の臭いがする反面、‘人民’は‘国家がいたずらに侵犯できない自由と権利の主体’と定義して、「共産主義者に素晴らしい単語の一つを奪われた」と、彼は残念がっていた。

‘人民’という言葉は全体主義よりは明らかに自由主義にその根を置いている。人民のいない国民は明らかに全体主義にその根を置いている。しかし、全体主義であると非難している北では人民という単語を用い、自由主義を表明する南では国民という単語だけを使っている。北では国民という単語は反動思想の指示語であり、南では人民という単語は親北思想の指示語として定着している。

人民でない国民は国家の意向に忠実に従う時だけ国民になり得る。しかし、国家の目的、例えるならパルゲンイを摘発しなければならないという目的の前で、国民は死さえも宿命のように受け入れなければならない存在になってしまう。隣人と家族の死亡に関して抗議どころか、死んだ家族とは異なり自分はパルゲンイでないということを証明するために家族や隣人を打ち捨てなければならなかった。またより広い意味の暴力に加担しなければならなかった。そのような暴力は国家が保証するので国家の敵でないことを証明するのに最も確実な担保であった。正義が暴力の背後に隠されてしまった。

済州で虐殺者が急増した時期は遊撃隊の抵抗が増加した時でなく、むしろ相互の間の交戦が小康状態に入った時期以降であり、米国による支援で西北青年団と警察などの物理力が増加された時期であったことが注目される。犠牲は抵抗の強さでなく、国家暴力の強度と比例したのだ。ウェーバーの表現のように、国家暴力が合法的な暴力であるとするなら、何故私たちにとって国

家の暴力は合理的でも合法的でもなく、その正反対であったのか？　このような現実が反省されない時、それを克服することはできない。

このような原理は私の事件でも再演された。4年以上、私の電話とイーメールを盗聴した結果、公安警察と検察が利敵的な証拠を提出したのはただの一回だけだった。ところで、それは滑稽な事だけど、金剛山に行って来た後に私の大変親しい友人のイ・ジュンソと冗談で「新年の挨拶のついでに共和国に行って来た」という言葉であった。検事はこの一言で私の平素の利敵目的が十分に説明されると執拗に証拠として提出した。いつでも個人の私生活をのぞき込むことができる政府の公権力と公安機構の些細な偏見が結合されれば、簡単に国家保安法の違反、国家の敵にすることができることを確認させられた。窃視症の患者は風呂に入るために洋服を脱ぐ場面を性的な興奮を刺激する場面と誤解し、相手側に見つからずにより完璧に覗き見ることができる一層窃視症に深く落ち込む。問題は相手側の行動ではなく、窃視症に陥っている自分なのだ。抵抗の強度によるのではなく、公権力の強度によって犠牲が増加するという原理は国家、公安機構が肥大した現在も依然と有効だと考える。1年前、私は国家情報院の職員と一緒に食事をする機会があったが、その席で国家情報院の職員に相対して座っている人から、このような抗議の質問があった。「最近なぜ安企部は間諜を捕まえないのか？」すると、私の横に座っていた国家情報院の職員は「私たちは一生懸命監視しています。今回も‘一心会’を捕まえたじゃないですか？」と言った。公安機構があり人々の要求と追及が存在する時に、それに対する期待感が事件を作り出す。一心会が間諜団でないことは裁判所の判決で明らかになった。一心会は摘発されたのではなく、作られたものであることが証明されたにもかかわらず、未だ検事は一心会が間諜団のように話している。公権力は自らを維持するための組織論理で無理な企画を立てる。近代初期のあるドイツの哲学者の言葉を運用すれば「医師には世の中の人が患者であるかどうかだけが見え、警察には世の中の人が泥棒かどうかだけが見え、軍人には世の中の人が敵かどうかだけが見える」と言っていた。そうだとすれば、アルビン・トフラーの「我々は戦争を心配しない。しかし、戦争が我々を心配する（市民は戦争が起きることなど考えないが、国家と軍隊は戦争に国民をどう動員するか苦心するという意味）」という言葉が成立するものだ。軍人は敵と相対して戦いもするが、敵を作り出すこともする。警察庁保安捜査隊が自らの存立根拠を確認させるために国家保安法事件を作り出すという批判が絶えずなされることもこれと同じことだ。近代化が進めば進むほど暴力は増加して、知能化する。例を挙げれば、ユダヤ人の大量虐殺を引起したナチズムの暴力は近代史の逸脱した事態ではなく、むしろ中心的な事件であり、その後行われた人種抹殺や住民に対する国家暴力の標本になった。

ドイツの社会学者バウマンはユダヤ人の虐殺を近代的現象と見ている。即ち、国家が暴力の手段を独占して、綿密な計画の下に行政の実践を通じて伝統的な社会から抜け出しながら生まれた独特な結果だということだ。ナチス時代を詳述しながら、フリッチェはユダヤ人の大量虐殺をナチドイツというファシズム国家の政治的な技術体系の産物だと説明している。このような論議と関連して見る時、済州4.3事件に関連する国家暴力は韓国の近代化の一部として恣行されたことだと言える。国家暴力による集団殺傷は大二次世界大戦後に登場した民族国家の形成と体制維持を合理化する過程で頻繁に起きた。アルゼンチン、ペルー、ベネズエラなどの南米の国家やアイルランドで起きた大量殺傷事件の場合を見ると、国家による政治暴力は近代的国家体制の形成と存立に本質的な要素（constitutive element）として現れるものだ。

人民がいない国民、国民がいない国家の背後に残るものは暴力であり、暴力が全ての人に合理的に説明されない時、私たちは暴力の誘惑に埋没してないのか真剣に悩まなければならない。

私は1審の最終陳述書で私たちの現在を規定しているものは、分断体制なり停戦体制という言葉で説明するより怨恨体制という枠で説明されると述べた。仇敵の代わりに自分の息子を殺すように、敵と設定した人民軍の代わりに国民を弾圧するという逆説を論理的な構造の枠で説明することができないからだ。怨恨体制では主体が怨恨を返すための行為は合理的に説明されない。主体が抜けていて、怨恨だけが残っているからだ。パルゲンイを巡る体制の中心には人民、国民、国家もなく、暴力のための暴力だけが存在するのと同じだ。それは一種の主人のいない構造である。パルゲンイの恐怖が作り出した怨恨体制には本当に存在する危機を覆ってしまう問題がある。国家保安法を巡る体制の問題は本当の危機の信号を送らなければならない時に、国家をイソップ寓話のオオカミ少年にしてしまうことにある。

9. 主人のいない構造、自由のない慣性

創作の自由と知る権利に関して検事は「限界のない寛容は寛容自体を破壊し、限界のない自由は自由自体を破壊する」と言った。

しかし、統制された寛容はすでに寛容ではなく、統制された自由はすでに自由ではない。支配と独善に対する反省から寛容が可能になり、統制からの解放が自由だ。民主主義の手續に執着する時、それは体制維持のための秩序であるだけで、それからの克服を企画するのが自由だ。自由に基礎を置く時、民主主義は全体主義でない自由民主主義になるのではないだろうか？

寛容のない体制は体制自体を破壊することもあり、自由が保証されない国家主義は自由主義自体を破壊するだろう。寛容は説明されない疎通の欠乏に対して、それ自体を認め、受け入れることだ。自由を都合の良いものとし、自由を統制する対象とだけ見て、民主主義が自由を統制するための手續とだけ見る限り、それは全体主義に過ぎない。今日、全体主義者たちが自身の姿を隠して、自由民主主義と叫ぶことこそは自由主義に対する最大の欺罔する行為だ。このような人は「自分は全体主義者だ」と叫ぶことが正直な姿であろう。「自分はファシストだ」と叫ぶことは率直な行為だろう。真正な意味で開かれた社会の敵は全体主義だ。

非武装地帯での写真撮影作業をすることになった動機は非武装地帯という言葉のように「武装してない地帯」ということを今さらのように気づいてからだった。私たちは非武装地帯という言葉を受け、鉄条網と軍人、あらゆる重火器が配置された重武装状態を思い起こす。リンゴという単語を聞けばリンゴが思い出さなければならない。もし、リンゴという単語を聞いて梨や蜜柑を考えるならば、その人は精神分裂症に掛かっていることになる。非武装地帯という単語を聞いて重武装状態を思い起こしながら、私たちは誰もそれを疑うことはなかった。私たちは50年間集団的精神分裂症にかかっていたのではないかという懐疑を抱いてこの作業を始めた。自由の反対はふつう拘束と考えるが、フランスの哲学者ベルグソンは「自由の反対は拘束ではなく慣性」と言った。拘束は外部から来るもので、私の自由意志までどうこうできない。それ故、自由意志は抵抗を通じて拘束を壊す。しかし、慣性は外部から来るにもかかわらず、自分のものと錯覚したり、合理化される。自分のものと考えるので、抵抗したり克服する考えさえもできない。そのような意味で、慣性こそは最も徹底した拘束である。拘束から解放されるためには闘争をすることができるが、慣性に相対して闘うためには銃も刀も、どんな武器も役に立たない。反省と省察だけが慣性より私たちを自由にすることができる。非武装地帯の写真作業は私自身と私達全てが捕虜として囚われている慣性に対する省察の作業であり、木を木と、鳥獣を鳥獣と、人間を人間として見るための作業である。私の思索と省察が誤った結論に至るかも知れない。そし

て、間違っているかもしれない。しかし、誤っていることを予想し、間違っただけを推測して思索と創作の自由が制限され統制されるならば、それ自体が正に拘束であり慣性である。歴史上、芸術創作は体制と論理等では説明できない前人未到の道を情動や想像力によって開拓する行為である。ポエティウスの祈りが古代から中世の道を拓き、ダンテの神曲が中世のトマス・アキナスの論理が到達した行き詰まりでルネッサンスへ向かう道を拓いたように、美学的思惟と芸術の創作行為は、体制が到達した危機を予感し、それを克服する道を提示する使命がある。体制の論理と限界が負わされた秩序で、創作の自由を制限しようとする社会ではこのような脱出口を探す可能性は消えてしまう。検事が主張する統制された寛容、統制された自由社会は自由と寛容の空気が消えた、詩的な想像力など生まれる余地のない社会だ。

芸術家に必要な繊細さや敏感さは継続された反復を前提にしている。反復を通じて繊細になり、繊細さを通じてしっかりしたキョル（木目・肌理とあるが、ここでは感触と訳す）が作られる。‘キョル（感触）を作ろうとするなら繊細になれ、繊細になろうとするなら反復しろ’これは私の座右の銘の一つである。検事は時折芸術創作の自由まで否定するのではないと言いながら、最初に問題にした‘高麗山の米軍通信施設の黄昏’が問題ではなく、他の写真が問題だと言葉を変えた。しかし、高麗山の通信施設の黄昏が、数多くの反復なしに偶然的に一度で生まれたとは考えないだろう。労働者の熟練性と同じように、芸術家も自分の創造した形象に対し絶え間ない熟練と反復を重ねる。そして、そのような写真の中で新たに解釈して習作した作品に再創造する機会が多いことが、写真ジャンルの特徴である。最近の写真の中には創作過程を一つのパフォーマンスとして記録し作品化した潮流と傾向が現れて来たが、これは創作過程を創作自体と見る観点が説得力を得るからである。検事の言葉通り、創作の自由を否定しないとするなら、習作も創作過程の産物であるという考えを抱く必要がある。

10. 涙

私は1審で自分の美学が<闇><心><キョル（木目、肌理、肌触り等の意味であるが、ここでは感触と訳す）>と説明できると話したことがある。私はそれに<涙>の美学を加えたいと思う。

今年の済州の4.3抗戦慰霊祭が行われた済州市の庭で、若者の耳には限りなく退屈に聞こえるかもしれない巫女の儀式の歌が続いていた。「風が吹けば飛び散り、雨が降れば洗い流され、何処にも留まる場所がない」と犠牲者の霊魂が巫女の口を借りてむせび泣いていた。しばし休む時間に儀式の場から人々の目が反らされた瞬間になって正に霊魂がよぎる感触を得た。次の日の朝、宿舍のそばにあるトデッ峯に登る道で椿の花一輪が目に入った。突然花びらの奥から涙がこぼれて来た。何故か分からないが、私の頭にしばらく露という単語が思い浮かばず、涙という単語が巡った。そうだ。風にも雨にも飛び散り洗い流される霊魂が花びらに隠れていて他人知れずにこぼす涙、それは私が見た椿の花の露ではなかったかという思いがする。

ある冬のこと、私は市電の窓際に立ち、雪が降る風景を見ていた。雪は窓に触れた瞬間に水となった。涙であった。冷たい世の中が温かい暖気に接する時に流れ出るものは涙という思いをした。

差異と差別、不平等な世の中では、私の心を開かずして意志疎通することはなく、平等になる方法はない。世の中を心を開いて抱きしめようとする時、主体は涙を流す。手の心が見慣れぬシャベルを抱く時、手に水泡ができ、水が流れる。足の心が大地を抱き進むとき、やはり水泡が

破裂して流れる。世の中の苦しみと痛みを見守り、抱く目の心からは涙が流れる。刀と銃まで抱きしめようと心を開いた瞬間血が流れる。私は、体の中心が痛む所であるように、世の中の中心も痛む所にあると言ったことがある。その痛みを避けることなく、抱きしめる平和の心にはいつも涙の乾く日々はない。涙は痛みよりもっと辛い疎外されたような、説明できないが切実な心で意思疎通する時に流れる。国家暴力の前で、それすらも抱きしめざるを得なかった数多くの人々が絶叫し、撒き散らした涙は死ぬためではなく生きるためのあがきであった。私が4.3抗争の被害者や対人地雷の被害者、民間人虐殺事件の被害者やベトナム参戦兵士たちに始めて近づき声をかけた時、「それをどうやって言葉で言えるか」と言い、皆同じようにその痛みを説明できなかった。説明する言葉がつかえた地点で人々は涙を流す。

夢と現実の間には説明できない欠乏が存在することを知った時、それを淡々と受け入れるものは懐かしさだ。懐かしさは待つことだ。私の言葉や指示が相手を変化させることができるという思いをしばし留保し、放棄することだ。その待つことの中で私が変化する。そうすると、変化した私のゆえに相手も変化するだろう。相手が間違っていたのではなく、私たちの間にお互い不足したことがあっただけだ。相手が持っている現在の欠乏を掘り出し、責め立てる時、それは悪になる。悪はそれ故相手にあったものではなく、自分が作ったものでもあるという怖れを持たなければならない。国家建設の過程で流された数多くの涙を拭いてやることは国家がしなければならないことだ。

国家保安法は危機を想定している。そして、実際に危機意識を作り出す。危機に備えるための方法は国家が準備するのは当然な事ではあるが、全ての日常を危機状態にし、それを強要すれば、その社会は非正常的な社会になってしまう。国家保安法は日常を危機状態に維持しようとする法律である。国家の権利が人間の権利を圧倒する時、自由は破壊される。国家の危機が人間の危機と強要される時、日常が破壊される。民主主義が体制を維持するための手続に転落する時、自由の空気は消えてしまう。

現在、哺乳類が大きな体を持つようになったのは空気中の酸素が増加したためだという。食べる物が多くなったのではなく、空気が多くなったということだ。目に見える秩序より目に見えない自由の空気が私たちを大きくするものだ。

11. 判決

「月印千番」という言葉は、田植えの前に田圃ごとに月の光が降りそそいでいる様子を表す言葉だ。皓々としているものは月でなく、月の光である。月が存在の概念であれば、月光は関係の概念である。「月印」がそうであるように、社会的な烙印は存在の概念ではなく、関係の概念である。パルゲンイ(社会主義者や共産主義者を揶揄した<アカ>に対応)という烙印は、それが実際に存在するのではなく、この社会が作り出した関係の虚像であるというのが私の考えだ。それは司法の判決もブラックホールのように吸収してしまう説明しがたい構造だ。

判断というのは、人が関係を結ぶ行為の一つの結び目だ。瞬間々の判断によって私たちが結ぶ関係の方向が決定される。判断に利得になる判断があり、知恵のある判断もあり、賢明な判断もある。1審の時に述べた地主と商人、船員の比喻では、利得になる判断とは利害関係が束縛される地主の判断であり、知恵のある判断は利害関係を折衷することを知っている商人の判断であり、賢明な判断は巨大な構造物の動きを洞察する船員の判断である。法が利得に従えば、社会も

利得だけを追いかける。法が知恵豊かになれば、社会も知恵豊かなものになる。法が賢明になれば、社会も賢明になる。法的な判断は社会構造にとって最も権威がある判断だ。

法でも救済され難い、厳しい社会の構造の中で唯一の希望は司法の賢明な判断である。苦痛と疎外の中で涙が乾くことのない人々がいる。手に負えない歴史を抱き、自らが涙になった人々がいる。

法はその涙を拭ってくれるハンケチになってくれることはできないだろうか？

法は彼らが寄りかかる肩になってくれることはできないだろうか？

裁判官の賢明な裁判をお願いしたい。

「江原日報」1948.7.21

ファン・サンイク「医学史的側面から見た4・3」『済州4・3研究』（歴史批評社、2006）p.337

キム・セウォン（済州市ドピョン洞、犠牲者キム・ピョンへの息子）証言、（済民日報4.3取材班「4.3が語る」第445回（1999年5月21日）『済州4.3事件真相報告書』303頁から再引用

「駐韓米陸軍司令部 情報日誌」1947.11.24~11.25(No.693)；『済州4.3資料集、米軍情報古書』（済州島議会、2000）117頁再引用

「駐韓米陸軍司令部 週間情報要約」(1948.1.16~1.23)；『済州4.3資料集、米軍情報古書』（済州島議会、2000）215頁から再引用

カン・ジュンマン『韓国現代史の散策1940年代編、第2巻』（人物と思想社、2006）207~208頁

4.3事件の犠牲者の中で国家有功者として補償を受ける場合がある。彼らはパルゲンイと同様に自由民主主義を守護するために戦場で犠牲になったが、彼らの犠牲は自発的犠牲を意味して、犠牲の代替物であると言える。一方パルゲンイの犠牲は非自発的な犠牲で、パルゲンイは国家共同体の安全のために全ての共同体の構成員に代わって死ななければならない真正な意味でのスケープゴートである。このような意味で、大韓民国の近代史を犠牲的な秩序の構築過程であるとする時、犠牲者がパルゲンイでも国家有功者でも、逆説的に全ての愛国烈士の死亡の歴史と見ることが出来る。歴史問題研究所他『済州4.3研究』（歴史批評社、2006）337頁

済州4.3抗争と西北青年団 <http://dae-dong.hs.kr>(2008.4.8検索)

「平和の楽土建設/ 李大統領済州での演説」『自由新聞』（1949.4.12）

ヤン・ウンドク「社会的幻想よ、他者の欠乏を埋めよ！ 実在界に関する再解析を中心として（スラボイ・ジジェック 精神分析学的社会理論）」9頁（<http://caltosway.net>）(2008.4.1検索)

歴史問題研究所他「済州4.3研究」『歴史批評』（歴史批評社、2006.09.05）337頁

イ・チャンソク『戦争と学校』（サンイン2005）135~137参照

Zygmunt Bauman, *Modernity and the Holocaust* (Ithaca: Cornell University Press, 1989)参照

Peter Frizsche “Nazi Modernism” *Modernism/ modernity*, Vol.3, no.1(1996,January) 参照

歴史問題研究所他 『済州4.3研究』（歴史批評社、2006）243頁